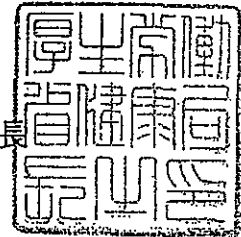


健発第0116008号  
平成21年1月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄について（要請）

新型インフルエンザ対策として、抗インフルエンザウイルス薬については、これまで国及び都道府県において国民の約23%分に相当する量を備蓄してきたところですが、今般、新型インフルエンザ対策行動計画を改定し、諸外国の備蓄状況等を踏まえ、国民の45%分に相当する量を目標に備蓄量を引き上げる方針としております。

これを踏まえ、厚生労働省では、平成20年度補正予算において、上記の目標の半分に相当する備蓄量を確保するための予算を計上したところです。

貴職におかれましても、上記の目標を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄を段階的に講じるようお願いいたします。

また、追加備蓄に係る費用については、平成21年度地方財政措置において所要の措置がなされているところです。

今後とも、新型インフルエンザ対策の推進に当たっては都道府県とも十分に協議させていただきたいと考えておりますので、引き続き、ご理解、ご協力のほど宜しくお願いいたします。



健感発第0116001号  
平成21年1月16日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局

結核感染症課長



### 抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄の考え方等について

新型インフルエンザ対策については、日頃より、ご尽力いただきありがとうございます。

新型インフルエンザ対策における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、「抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄について（要請）」（平成21年1月16日健発第0116008号）において、都道府県における追加備蓄を要請しているところでありますが、今回の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄についての考え方等については下記のとおりですので、各都道府県におきましても、抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄にご理解いただき、新型インフルエンザへの備えを強化していただくようお願いいたします。

### 記

#### 1. 全体像について

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、新型インフルエンザ対策の国家戦略の一部であり、水際対策、医療体制の整備、プレパンデミックワクチンの備蓄及び接種、パンデミックワクチンの研究開発及び接種等との組み合わせの中で検討を行っているところである。

なお、新型インフルエンザ対策の政府方針については、「新型インフルエンザ対策行動計画（改定案）」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成20年11月）の「総論 対策の基本方針」を参照されたい。

## 2. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄増の根拠について

抗インフルエンザウイルス薬については、前回の備蓄時以降の下記のような状況の変化等を踏まえ、国民の40%から50%に相当する量を備蓄することが適切と考え、今回の備蓄目標を国民の45%として備蓄を進めたいと考えている。

- ①先進諸外国において、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄増を図ることとしており、これに比して我が国の備蓄量は低水準となっている。

(各国における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標の変化(対人口比))

(2005年時点) (2008年現在)

- ・イギリス : 24% → 50%
- ・フランス : 23% → 53%
- ・オーストラリア : 24% → 42%
- ・アメリカ : 27% → 公的備蓄に加え、民間備蓄で30%分を推奨

\*各国のナショナルプラン等に基づく。

イギリス: A National Framework for responding to an Influenza Pandemic (2007.11)

フランス: Les fiches techniques du plan (2008.9)

オーストラリア: Australian Health Management Plan for Pandemic Influenza (2006.11)

アメリカ: HHS Pandemic Influenza Plan 2006, Pandemic Planning Update IV (2007.7)、  
Proposed Considerations for Antiviral Drug Stockpiling by Employers In  
Preparation for an Influenza Pandemic (2008.5)

- ②新型インフルエンザが発生した場合の抗インフルエンザウイルス薬の使用については、下記のような要因により予想以上に使用量が増加する可能性があり、危機管理の観点から、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を増やすことが必要である。

- ・発生早期には、感染拡大防止のため、患者の同居者だけでなく、同じ職場の者などに対しても、抗インフルエンザウイルス薬を投与する可能性があること。
- ・医療提供体制の確保のため、十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した医療従事者等に対し、抗インフルエンザウイルス薬を投与する可能性があること。

\*WHOでの推奨に基づく。(WHO Advice on use of oseltamivir, 17 March 2006)

- ・発生初期には、早期治療のため、発熱を認めた患者全員に対し、新型インフルエンザの診断を待たずに抗インフルエンザウイルス薬を投与する可能性があること。

\* イギリス行動計画に基づく。(Government launches new Flu Pandemic plan, department of health, UK (22 November 2007))

- ・新型インフルエンザの病態が重篤であった場合の可能性を踏まえると、通常の倍量・倍期間の抗インフルエンザウイルス薬が治療のために使用される場合がありうること。

\* WHOに報告された症例レビューに基づく。(Abdel-Ghaffar A, Chotpitayasunondh T, Gao Z, et al. Update on avian influenza A (H5N1) virus infection in humans. N Engl J Med 2008; 358: 261-273)

- ・発生時には、必要量以上に抗インフルエンザウイルス薬を確保しようとする者が出てきて、それを完全に防ぐことができない場合がありうること。

なお、抗インフルエンザウイルス薬を45%備蓄することにより、予防投与のほか、例えば、下記のような場合等にも対応できると考えられる。

- ・通常のインフルエンザと新型インフルエンザの流行が同時期に見られ、どちらの患者も全員処方を受けた場合：1,270万人増加(+10%)

\* 通常のインフルエンザの過去3年の平均患者1,270万人と想定。

- ・重症患者に対し、倍量、倍期間の抗インフルエンザウイルス薬が治療に使われた場合：750万人分(+6%)増加

\* 患者の1割(250万人)が重症化したと想定。

- ・想定される罹患者の全てが医療機関を受診した場合：700万人分増加(+5%)

\* 25%全てが受診と想定。

### 3. 費用負担の考え方

抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄の負担については、現在の備蓄の考え方と同様に、全国的な感染のまん延を防止する観点及び地域の医療体制の確保を図る観点から、国及び都道府県の双方において備蓄を行うことが適切と考えている。

これを踏まえ、国においては、平成20年度補正予算において、タミフルについて1,330万人分、タミフル耐性ウイルスの出現を考慮して、リレンザについて133万人分の購入費を計上したところである。

#### 4. 財源について

都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄に係る財源については、抗インフルエンザウイルス薬の供給を確保しつつ計画的な備蓄を推進するため、3年間にわたり各年度130億円程度の地方財政措置を行うこととしている。

なお、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を人口の45%に引き上げた場合における都道府県の総備蓄量は2,513万人分を目標としており、都道府県別の備蓄目標量について、人口比を基準に別紙のとおりまとめたので、今後備蓄を進めるにあたっての目安として参考にされたい。

(参考)

国備蓄分：タミフル（治療用：2,380万人分、予防投与用：300万人分）  
リレンザ268万人分

流通分：400万人分

都道府県備蓄分：2,513万人分（うち、既備蓄済タミフル1,050万人分）

※今回追加備蓄分 タミフル1,330万人分、リレンザ133万人分

(別紙)

## 各都道府県別抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標量

(単位：千人分)

	抗インフル薬 備蓄目標総数	備蓄目標量		22年将来推計人口 (参考)
		タミフル	リレンザ	
01 北海道	1,089.4	1,031.7	57.7	5,513
02 青森	273.9	259.4	14.5	1,386
03 岩手	265.1	251.1	14.0	1,342
04 宮城	461.1	436.7	24.4	2,334
05 秋田	216.1	204.7	11.4	1,094
06 山形	232.7	220.4	12.3	1,178
07 福島	402.8	381.5	21.3	2,039
08 茨城	580.0	549.3	30.7	2,935
09 栃木	396.4	375.4	21.0	2,006
10 群馬	395.5	374.6	20.9	2,001
11 埼玉	1,399.5	1,325.4	74.1	7,082
12 千葉	1,206.9	1,143.0	63.9	6,108
13 東京	2,550.3	2,415.3	135.0	12,906
14 神奈川	1,770.9	1,677.2	93.7	8,962
15 新潟	467.5	442.8	24.7	2,366
16 富山	215.3	203.9	11.4	1,090
17 石川	228.2	216.1	12.1	1,155
18 福井	159.5	151.1	8.4	807
19 山梨	172.3	163.2	9.1	872
20 長野	425.8	403.3	22.5	2,155
21 岐阜	411.6	389.8	21.8	2,083
22 静岡	745.1	705.7	39.4	3,771
23 愛知	1,455.7	1,378.6	77.1	7,367
24 三重	366.3	346.9	19.4	1,854
25 滋賀	276.8	262.1	14.7	1,401
26 京都	519.4	491.9	27.5	2,629
27 大阪	1,726.3	1,634.9	91.4	8,736
28 兵庫	1,099.5	1,041.3	58.2	5,564
29 奈良	274.4	259.9	14.5	1,389
30 和歌山	196.4	186.0	10.4	994
31 鳥取	117.7	111.5	6.2	596
32 島根	141.7	134.2	7.5	717
33 岡山	383.7	363.4	20.3	1,942
34 広島	561.5	531.8	29.7	2,842
35 山口	285.4	270.3	15.1	1,444
36 徳島	155.8	147.6	8.2	788
37 香川	195.9	185.5	10.4	991
38 愛媛	282.3	267.4	14.9	1,429
39 高知	152.4	144.3	8.1	771
40 福岡	994.7	942.1	52.6	5,034
41 佐賀	168.0	159.1	8.9	850
42 長崎	282.8	267.8	15.0	1,431
43 熊本	357.5	338.6	18.9	1,809
44 大分	234.4	222.0	12.4	1,186
45 宮崎	222.7	210.9	11.8	1,127
46 鹿児島	337.5	319.6	17.9	1,708
47 沖縄	275.4	260.8	14.6	1,394
計(1000人)	25,130	23,800	1,330	127,176

(注)

- ・日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)参照
- ・タミフルについては、平成18~19年度において、すでに都道府県備蓄を行っており、平成21年度以降は、地方交付税措置が3ヵ年計画で講じられることから、上記備蓄目標量から既備蓄分を除いた数量を3ヵ年で追加備蓄する。